

平成25年 3月21日

## 奄美市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1、計画期間 平成25年 4月 1日～平成27年 3月31日までの2年間

### 2、内 容

目標1：子供の出生時に父親が取得できる有給休暇制度があるので、取得の促進を図る。また、  
育児・介護休業の取得の促進も併せて行う。

#### <対策>

- 平成25年4月～ 計画期間内に子供の出生があった場合には、その職員へ有給休暇の取得や育児休業  
等の取得に関する通知を行う。

目標2：育児・介護休業について理解をはかるため、就業規則や育児・介護休業に関する規程の  
周知を行う。

#### <対策>

- 平成25年4月～ 就業規則や育児・介護休業に関する規程の周知を図るため、パンフレットを作成し  
職員に配布する。